平成２４年（フ）第１４６７０号
東京都練馬区春日町６丁目６―15
債務者　男澤　梅代
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佃　　克彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６７１号
東京都練馬区春日町６丁目６―15
債務者　男澤　智子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佃　　克彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６７２号
東京都練馬区春日町６丁目６―15
債務者　男澤　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佃　　克彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７７８号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町418―12　テラス栗山Ａ号
債務者　小西　正祥
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　直義
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７８３号
東京都渋谷区渋谷３丁目25―14―501
債務者　清水　　等
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　丈順
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７８９号
東京都江戸川区東小松川４丁目29―17　メゾンエクレール１
債務者　のぞみ工芸こと　佐藤　秀彰
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　彰彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７９５号
東京都八王子市南町８―２―601
債務者　胡麻木　実
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０４号
東京都小平市御幸町321―９
債務者　新岡　　清
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０５号
東京都小平市御幸町321―９
債務者　新岡　　修
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０７号
東京都江戸川区西瑞江５丁目12―６―106
債務者　松田　　諭
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　丈順
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１６号
東京都板橋区赤塚３丁目39―２　モリヤパレス１―108
債務者　中川　清弘
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　彰彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１７号
東京都葛飾区青戸８丁目８―４
債務者　廣瀬　敏昭
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６号
広島県山県郡北広島町後有田830番地
債務者　玉理　知直
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
北九州市小倉北区下富野２丁目６番10号　レオパレス富野205、前住所北九州市門司区大字恒見13番地１
債務者　大柿製麺所こと　大柿　敏之
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部